

# 国民年金手続きの電子申請

問 幡多年金事務所  
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

## ～国民年金加入中の方、国民年金に加入される方へ～

マイナポータルから「国民年金手続きの電子申請」ができます。

- |             |                                     |             |                     |
|-------------|-------------------------------------|-------------|---------------------|
| <b>対象手続</b> | ● 国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更など） | <b>メリット</b> | ● 24時間365日、申請ができます！ |
|             | ● 国民年金保険料免除・納付猶予の申請                 |             | ● スマートフォンから申請ができます！ |
|             | ● 国民年金保険料学生納付特例の申請                  |             | ● 処理状況も申請結果も確認できます！ |

「マイナポータル」は行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です！

※「利用者登録」手続きにはマイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。

マイナポータル

### ■ ホームページで確認

日本年金機構  検索

### ■ 電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル） ☎ 0570-003-004

050 から始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6630-2525

**受付時間** 8時30分～19時（月曜日～金曜日）、9時30分～16時（第2土曜日）  
※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

# 就職・退職したら、保険の切り替えが必要

問 市民課 ☎ 62-1233  
税務課 ☎ 62-1238

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方などを除き、すべての方が国民健康保険に加入する必要があります。就職・退職などで健康保険資格が変更になる場合は、自動的に切り替わりませんので届出が必要です。次のようなときは、14日以内に忘れずに届出をしましょう。※マイナンバーカードの保険証利用を申し込んでいる方も届出は必要です。

### 国民健康保険に加入する届出が必要なとき

- 会社等を退職し、職場の健康保険が切れた。
- 職場の健康保険等の被扶養者から外れた。

※職場の健康保険の任意継続を選択された場合は、届出の必要はありません。任意継続については、職場の健康保険にお問い合わせください。

**持参物** 職場の健康保険でなくなった証明書または被扶養者でなくなった証明書

### 加入の届出をしなかったら…

- 医療費は**全額自己負担**となります。
- 届出が遅くとも、資格を得た月から**国保税の納付が必要**です。

### 国民健康保険を脱退する届出が必要なとき

- 国民健康保険に加入している方で、就職等により職場の健康保険に加入した。
- 国民健康保険に加入している方で、職場の健康保険等の被扶養者になった。

**持参物** 異動のある方全員の国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証（未交付のときは加入を証明するもの）

### 脱退の届出をしなかったら…

- 健康保険の保険料と国保税を**二重に支払う**ことになります。

## 倒産・解雇等により離職した場合は国保税の軽減制度があります

失業日時点 65 歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次に該当する方は、申請により離職日の翌日の属する月からその翌年度末まで国民健康保険税の軽減が受けられます。

### 【該当する離職理由コード】

特定受給資格者 11、12、21、22、31、32 特定理由離職者 23、33、34

- 軽減内容**
- 国民健康保険税算出…前年の給与所得を 100 分の 30 として計算
  - 高額療養費の所得区分の判定…前年の給与所得を 100 分の 30 として判定

**持参物** 雇用保険受給資格者証